

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年3月17日（平成29年（行情）諮問第97号）

答申日：平成29年11月27日（平成29年度（行情）答申第341号）

事件名：特定国道事務所積算技術業務の積算資料一式（成果品）のうち特定工事に係るものの一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定国道事務所積算技術業務の積算資料一式（成果品）のうち特定工事に係るもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、東北地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成27年10月27日付け国東整総情第1111号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

処分庁が行った不開示決定処分は、憲法で保障されている「知る権利」を侵害。法の運用を誤ったものであると考えられる。

##### （2）意見書1（理由説明書に対する意見）

処分庁からの処分の妥当性についての記載に以下のように記載がある。

本件不開示部分の記載内容は受注者独自の技術力・ノウハウ及び創意工夫によるものであり、これが広く公になれば、当該部分を模倣するものが現れ、各入札企業独自の技術提案を期待する総合評価の競争性が保たれなくなるおそれがあると主張されているが、処分庁以外の国土交通省各地整に開示請求を行ったが、それを開示できている（関東地方整備局に開示請求し、開示できた資料を同封します。）（資料は省略）

これを開示したからといって、競争性が保たれなくなるといった声を他の地方整備局から聞いたことがない。

仮にそれを模倣した業者が入札に参加した場合、技術提案を何度も見

ている、審査をする方であれば、模倣したことを見抜けるであろうし、その時点で、審査から排除できるのではないかと、素人としてはそのように思ってしまう。

国土交通省の各地方整備局において、そのようなことが見抜けない、審査員を採用しているとは到底思えない。

他の地方整備局では開示できていて、東北地方整備局だけが開示できないのは、同じ国土交通省内なのに、いかなる理由であろうと、筋が通らないと判断する。

(3) 意見書2（補充理由説明書に対する意見）

開示された文書が全て黒塗りであったため、列目と記載があるがそれは判断できないが処分場の価格に関する記載であれば差支えなし。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求について

ア 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、「特定国道事務所積算技術業務の積算資料一式（成果品）のうち特定工事に係るもの」（本件対象文書）の開示を求めてなされたものである。

イ 本件開示請求を受けて、処分庁は、法5条2号イに該当することを理由とする一部開示決定（原処分）を行った。

ウ 審査請求人は諮問庁に対し、原処分の取消しを求めて審査請求を提起した。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 処分庁が行った不開示決定処分は、憲法で保障されている「知る権利」を侵害

イ 法の運用を誤ったものであると考えられる。

(3) 特定国道事務所積算技術業務について

ア 積算技術業務について

積算技術業務とは、公共工事の適切な積算を行うため、現場条件等の調査・確認と図面・数量・施工条件・特記仕様書等の設計資料の確認・修正を行うと共に、工事の設計書作成に必要な工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算資料の作成、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、発注者における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務であり、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）に基づき実施されるものである。

イ 公共サービス改革法に基づく市場化テストについて

積算技術業務については、公共サービス改革法に基づく市場化テス

トの対象業務となっている。市場化テストとは、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、より良質な公共サービスの実現を図る取り組みである。法令の特例を設けることで、従来は民間委託ができなかった業務についても民間競争入札等の実施が可能になるものであり、その対象業務は毎年度ごとに閣議決定を受けているところである。市場化テスト対象業務においては、当該業務についての理解を深めるための情報や、より良い事業実施のための具体的な業務内容、実施体制、実施方法及び従来の実施における目的の達成の程度を把握するために参考となる情報等について、積極的な公表を実施している。また、これらの取り組みについては、実施要項としてまとめられ、内閣府に設置された官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）において審議を受けており、その透明性、中立性及び公平性が確保されている。

#### ウ 特定国道事務所積算技術業務について

特定国道事務所積算技術業務（以下「本件業務」という。）とは、国土交通省東北地方整備局特定国道事務所（以下、第3において「発注者」又は「特定国道事務所」という。）において本件業務の履行期限である特定年月日Aから特定年月日Bの間に発注された土木工事等のうち、発注者が指定したものについて、上記アの業務を行うものである。本件業務の受注者の決定に際しては、監理委員会の承認を受けた実施要項に基づき、競争参加資格の確認や技術提案の審査を行う、総合評価落札方式による一般競争入札を行っている。その結果、落札者である特定会社A（以下「受注者」という。）と業務委託契約を締結している。

#### （4）原処分に対する諮問庁の考え方について

原処分では、開示文書のうち、表紙、項目・工種ごとの表紙以外の内容（以下、「本件不開示部分」という。）については、受注者の技術力、ノウハウ、創意工夫により作成する情報で、これらを公にすることにより、第三者が容易に模倣することが可能となり、結果として当該業務の受注者である法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当するとして、一部開示決定を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

#### ア 本件対象文書について

本件対象文書は、開示請求書及び審査請求人との補正のやりとりによれば、本件業務の成果品のうち特定工事にかかるものであると認められる。

イ 不開示部分の法5条2号イ該当性について

本件不開示部分には、工種ごとの参考価格を比較検討するなどして収集した、予定価格の積算において必要となるデータ等が記載されている。これらの記載方法や比較検討資料は、その体裁・様式を含め、受注者独自の技術力・ノウハウ及び創意工夫によるものであることに加え、公共工事における積算事務を熟知した人材の確保等、受注者の企業努力により作成されたものであり、これらの成果物である本件対象文書中の本件不開示部分を公にすることは、受注者である法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとした処分庁の判断は、妥当であると認められる。

ウ 不開示部分の法5条6号ロ該当性について

本件業務においては、企業の技術者の資格・経験、技術提案等が加算対象となる総合評価落札方式により受注者の決定がなされており、本件不開示部分の記載内容は受注者独自の技術力・ノウハウ及び創意工夫によるものであり、これが広く公になれば、当該部分を安易に模倣する者が現れ、各入札企業独自の技術提案を期待する総合評価の競争性が保たれなくなるおそれがある。また、当該業務に関する情報公開及び透明性、中立性及び公平性の確保については、監理委員会において適切に審議された上で、今後の方向性を決定している事項であることから、当該情報を公にすることは、国の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、諮問庁としては、法5条6号ロによっても不開示とすべきであったと考える。

(5) 結論

以上のことから、諮問庁としては、法5条2号イに該当することを理由に一部開示決定とした原処分については、当該不開示部分は法5条2号イに該当することはもとより、同条6号ロにも該当するといえることから、不開示を維持することは妥当であると考えます。

2 補充理由説明書

平成29年（行情）諮問第97号「特定国道事務所積算技術業務の積算資料一式（成果品）のうち特定工事に係るものの一部開示決定に関する件」について、不開示とすべき範囲を再検討したところ、以下の（1）ないし（4）の部分の不開示を維持するが、その余の不開示部分は開示することとする。

(1) 39枚目の「工種 構造物撤去工」に係る上から3段目の表中、6列中3列目、5列目及び6列目の1行目ないし11行目

（不開示とする理由）

不開示部分には、処分場の参考価格を比較検討するなどして収集し

たデータ等が記載されている。これらの比較検討資料等は，受注者独自の技術力・ノウハウ及び創意工夫によるものであることに加え，受注者の企業努力により作成されたものであるため，受注者である法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当するとして不開示とする。

- (2) 40枚目の「工種 構造物撤去工」に係る上から1段目の「特定管内A」の表中，6列中3列目，5列目及び6列目の1行目ないし11行目及び同頁上から2段目の「特定管内B」の表中，6列中4列目ないし6列目の1行目ないし11行目

(不開示とする理由)

上記(1)と同

- (3) 42枚目及び43枚目の資料の全て

(不開示とする理由)

不開示部分には，処分場の参考価格を比較検討するなどして収集したデータ等が記載されている。これらの記載方法や比較検討資料は，その体裁・様式を含め，受注者独自の技術力・ノウハウ及び創意工夫によるものであることに加え，受注者の企業努力により作成されたものであるため，受注者である法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当するとして不開示とする。

- (4) 47枚目の上から1段目の表中，6列中3列目，5列目及び6列目の1行目ないし11行目及び同頁上から2段目ないし4段目の表の全て，48枚目の上から1段目の表の全て及び同頁上から2段目の表中，6列中3列目，5列目及び6列目の1行目ないし11行目並びに同頁上から3段目の表中，6列中4列目ないし6列目の1行目ないし11行目

(不開示とする理由)

不開示部分については，処分場の比較検討を行った結果をまとめたものが記載されている。

採用となったものについてはそれぞれ39枚目及び40枚目に記載されており，当該部分を開示し，その他の部分については，これらの記載方法や比較検討資料は，その体裁・様式を含め，受注者独自の技術力・ノウハウ及び創意工夫によるものであることに加え，公共工事における積算事務を熟知した人材の確保等，受注者の企業努力により作成されたものであるため，受注者である法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当するとして不開示とする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |   |            |                    |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成29年3月17日 | 諮問の受理              |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受      |
| ③ | 同年4月10日    | 審議                 |
| ④ | 同月13日      | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年8月1日     | 本件対象文書の見分及び審議      |
| ⑥ | 同年10月2日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受    |
| ⑦ | 同月11日      | 審査請求人から意見書2を收受     |
| ⑧ | 同年11月1日    | 審議                 |
| ⑨ | 同月22日      | 審議                 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、不開示部分を開示すべきとして原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分で不開示とされた部分のうち、別紙に掲げる部分以外の部分を新たに開示することとするが、別紙に掲げる部分については、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2）において、本件不開示維持部分を不開示とする理由について、おおむね以下のとおり説明する。

本件不開示維持部分には、処分場の参考価格を比較検討するなどして収集したデータ等が記載されている。

これらの記載方法や比較検討資料は、その体裁・様式を含め、受注者独自の技術力・ノウハウ及び創意工夫によるものであることに加え、公共工事における積算事務を熟知した人材の確保等、受注者の企業努力により作成されたものであるため、受注者である法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

(2) 以下、上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、検討する。

ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定国道事務所が工事を予定していた特定管内C区画線設置工事について、入札の結果その積算技術業務を請け負った受注者（特定会社A）が、特定工事事務所に提出した業務報告書（予定価格積算前の

積算資料を作成するためのもの)であることが認められる。

イ また、本件不開示維持部分は、上記受注者が、工事全体で掛かる費用のうち、構造物撤去工事費及び運搬処理費の積算を行うに当たって、複数の処理場を比較検討し、最も費用が安くなる処理場を選び出した上で積算資料を作成している部分であることが認められる。

ウ 本件不開示維持部分は、上記イのとおり、構造物撤去工事費及び運搬処理費を積算するための比較検討内容が記載されているから、受注者独自の技術力、ノウハウ及び創意工夫によるものであり、受注者の企業努力により作成されたものであって、これを公にすると、受注者である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記(1)の諮問庁の説明は否定し難い。したがって、本件不開示維持部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件不開示維持部分）

- 1 39枚目の「工種 構造物撤去工」に係る上から3段目の表中，6列中3列目，5列目及び6列目の1行目ないし11行目
- 2 40枚目の「工種 構造物撤去工」に係る上から1段目の「特定管内A」の表中，6列中3列目，5列目及び6列目の1行目ないし11行目及び同頁上から2段目の「特定管内B」の表中，6列中4列目ないし6列目の1行目ないし11行目
- 3 42枚目及び43枚目の資料の全て
- 4 47枚目の上から1段目の表中，6列中3列目，5列目及び6列目の1行目ないし11行目及び同頁上から2段目ないし4段目の表の全て，48枚目の上から1段目の表の全て及び同頁上から2段目の表中，6列中3列目，5列目及び6列目の1行目ないし11行目並びに同頁上から3段目の表中，6列中4列目ないし6列目の1行目ないし11行目